

地区の区分	地区の名称 (用途地域)	住宅地区 (第一種中高層住居 専用地域)	沿道住宅地区 (第二種中高層住居専 用地域)	集合住宅 A 地区 (第二種住居地域)	集合住宅 B 地区 (第二種住居地域)	沿道サービス A 地区 (近隣商業地域)	沿道サービス B 地区 (準工業地域)	商業地区 (近隣商業地域)	ロジスティクスパーク 地区 (準工業地域)	工業地区 (準工業地域)	
	面積	約 5.5ha	約 5.0ha	約 6.6ha	約 0.4ha	約 1.9ha	約 1.1ha	約 5.4ha	約 14.8ha	約 15.4ha	
地区整備計画	建築物等の用途 の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない(用途利用してはならない)。 1.戸建て住宅 2.共同住宅(三親等以内の血族及び三親等以内の姻族が住居するためのものに限る) 3.公益上必要な建築物のうち、建築基準法施行令第130条の4の3～5号に掲げる建築物 4.自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 5.前各号の建築物に付属するもの(政令で定めるものを除く)	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない(用途利用してはならない)。 1.共同住宅(三親等以内の血族及び三親等以内の姻族が住居するためのものを除く) 2.店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの 3.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4.火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物 1.戸建て住宅 2.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3.自動車教習所 4.畜舎 5.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6.カラオケボックスその他これに類するもの 7.危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 8.火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物 1.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2.自動車教習所 3.畜舎 4.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5.カラオケボックスその他これに類するもの 6.危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 7.火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物 1.店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの 2.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3.自動車教習所 4.畜舎 5.劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 6.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7.カラオケボックスその他これに類するもの 8.火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物 1.住宅 2.共同住宅、寄宿舎又は下宿 3.住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 4.学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。) 5.店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの 6.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 7.自動車教習所 8.畜舎 9.劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 10.危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 11.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 12.カラオケボックスその他これに類するもの 13.キャバレー 1.住宅 2.共同住宅、寄宿舎又は下宿 3.住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 4.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5.店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの 6.劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 7.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8.ナイトクラブ 9.危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 10.危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 11.火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物 1.住宅 2.共同住宅、寄宿舎又は下宿 3.住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 4.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5.店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの 6.劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 7.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8.カラオケボックスその他これに類するもの 9.キャバレー 10.畜舎 11.建築基準法別表第二(ぬ)第三項第五号、第六号、第十三号、第十三の二号、第二十号に掲げる事業を営む工場 12.石綿を含有する製品の製造又は粉碎を行う事業を営む工場 13.卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物								
		建築物の敷地面積の最低限度	150㎡			300㎡	150㎡			400㎡	500㎡
			※ただし、告示日において現に存する区画で、建設物の敷地面積の最低限度に満たないものについては、その全部を一つの敷地として利用する場合はこの限りではない。								